

○衛星通信実施要請要領の制定について

〔 平成 10 年 11 月 19 日
務 発 第 1 2 2 2 号 〕

警察庁が管理する衛星通信システムについては、「衛星通信運用要領の制定について」（平成 10 年 10 月 7 日付け、警察庁丙通運発第 41 号、警察庁丙情企発第 51 号）により運用されているところであるが、この衛星通信システムによる衛星通信実施要請の要領について別添のとおり定めたので、適切な運用に努められたい。

なお、「衛星通信運用要領の制定について」（平成 10 年 10 月 7 日付け、警察庁丙通運発第 41 号、警察庁丙情企発第 51 号）を参考添付する。

別添

衛星通信実施要請要領

1 目的

この要領は、警察庁が管理する衛星通信システムを使用して行う衛星通信の実施の要請を適切に行うことの目的とする。

2 衛星通信の実施を要請できる対象事案

- (1) 災害、事件、事故、行幸警衛、行啓警衛、警護警備等のうち警察庁に対策本部等が開設されるものに係る衛星通信
- (2) 災害、事件、事故、行幸警衛、行啓警衛、お成り警衛、警護警備等のうち管区警察局又は都道府県警察に対策室等が開設されるものに係る衛星通信
- (3) その他複数の、警察庁又は都道府県警察の機関に対して行う衛星通信
- (4) 前記以外のもの

3 衛星通信の実施の要請

- (1) 衛星通信の実施を要請する所属長（以下「要請所属長」という。）は、その1ヶ月前までに山梨県通信部通信運用課長（以下「通信運用課長」という。）に別紙の「衛星通信実施要請票」（以下「要請票」という。）に必要事項を記載のうえ、提出しなければならない。
重大突発事案等で緊急を要する場合は、要請票に代えて電話その他の手段によることができるものとする。

- (2) 各警察署長が衛星通信の実施を必要と認める場合にあっては、その事案を主管する本部所属長（以下「主管課長」という。）と協議のうえ、主管課長が実施の要請を行うものとする。

4 衛星通信の実施の変更、中止又は中断

要請所属長は、衛星通信の実施を変更、中止又は中断しようとする場合は、要請票に必要事項を記載のうえ、通信運用課長に提出しなければならない。

5 衛星通信の実施の通知

衛星通信の実施については、管理する警察庁が実施の要請に基づき調整を行い、その結果は、衛星通信を実施する15日前までに通信運用課長を経由して要請所属長に通知されるものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、衛星通信の実施の要請に関し必要な事項は、別に定める。

様式 略